浦安市骨髄移植ドナー支援事業補助金交付規則(平成31年規則第17号)の一部改正

後

(下線の部分が改正部分)

浦安市骨髄等移植ドナー支援事業補助金交付規則

改

(目的)

第1条 この規則は、ドナー及びドナーを雇用している事業者に対し、予算の | 範囲内において、骨髄等移植ドナー支援事業補助金(以下「補助金」とい う。)を交付することにより、骨髄又は末梢血幹細胞(以下「骨髄等」とい う。) の移植を推進することを目的とする。

Æ

(定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め │第2条 同 左 るところによる。
- (1) ドナー 公益財団法人日本骨髄バンク(以下「骨髄バンク」という。) が実施する骨髄バンク事業(移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推 進に関する法律(平成24年法律第90号)第2条第5項に規定する骨髄・ 末梢血幹細胞提供あっせん事業をいう。以下同じ。)において、骨髄等 を提供した者又は骨髄等の提供に係る最終同意を行った後に当該骨髄等 の提供が中止された者をいう。
- (2) 省略

(補助の対象者)

- 第3条 補助の対象者は、次に掲げるものとする。
- (1) 骨髄等を提供した日又は骨髄等の提供が中止された日において、本市に 居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記載されているドナー
- (2) 省略
- 2 省 略

(補助金の額等)

第4条 省 略

2 通院等の日数は、骨髄バンクにより骨髄バンク事業における骨髄等の提供 2 同 左 に必要なものとして証明された次に掲げるものに要した日数とする。ただ

浦安市骨髄移植ドナー支援事業補助金交付規則

改

(目的)

| 第1条|| この規則は、ドナー及びドナーを雇用している事業者に対し、予算の 範囲内において、骨髄移植ドナー支援事業補助金(以下「補助金」とい う。)を交付することにより、骨髄又は末梢血幹細胞(以下「骨髄等」とい う。) の移植を推進することを目的とする。

正

前

(定義)

- (1) ドナー 公益財団法人日本骨髄バンク(以下「骨髄バンク」とい う。) が実施する骨髄バンク事業(移植に用いる造血幹細胞の適切な提 供の推進に関する法律(平成24年法律第90号)第2条第5項に規定する 骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業をいう。以下同じ。) において、 骨髄等を提供した者をいう。
- (2) 同 左

(補助の対象者)

第3条 同 左

- (1) 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記載されているドナーであ って、骨髄等の提供を証明する書類の交付を受けたもの
- (2) 同 左
- 2 同 左 (補助金の額等)

第4条 同 左

改 正 後

し、骨髄等の採取及びこれに関連する医療処置により生じた健康被害のための通院等の日数は、含まないものとする。

- (1) 確認検査に係る通院
- (2) 省略
- (3) 自己血採血に係る通院
- (4) 最終同意のための面談
- (5) 省略
- (6) 前各号に掲げるもののほか、骨髄バンクが必要と認める通院又は入院 (交付申請)
- 第5条 補助金の交付を受けようとするドナーは、<u>浦安市骨髄等移植ドナー支援事業補助金交付申請書(ドナー用)</u>(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。
- (1) 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供をしたこと<u>又は骨髄等の提供に関す</u>る最終同意を行った後に骨髄等の提供が中止されたことを証する書類
- (2) 通院等の日数を証する書類
- (3) 骨髄等を提供した日又は骨髄等の提供が中止された日において、市内に住所を有することが確認できる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 補助金の交付を受けようとする事業者は、<u>浦安市骨髄等移植ドナー支援事業補助金交付申請書(事業者用)</u>(別記第2号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。
- (1)・(2) 省略
- (3) ドナーに係る骨髄バンクが発行する骨髄等の提供をしたこと<u>又は骨髄等の提供に関する最終同意を行った後に骨髄等の提供が中止されたこと</u>を 証する書類
- (4) ドナーに係る通院等の日数を証する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 前2項の規定による申請は、次に掲げる日の翌日から起算して1年以内に

- (1) 同 左
- (2) 自己血貯血に係る通院
- (3) 同 左
- (4) 前3号に掲げるもののほか、骨髄バンクが必要と認める通院又は入院 (交付申請)

TF.

前

- 第5条 補助金の交付を受けようとするドナーは、<u>骨髄等の提供に係る退院の</u> 日の翌日から起算して1年を経過する日までに、浦安市骨髄移植ドナー支援 事業補助金交付申請書(ドナー用)(別記第1号様式)に次に掲げる書類を 添えて、市長に申請しなければならない。
- (1) 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供をしたこと<u>及び通院等の日数</u>を証する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 補助金の交付を受けようとする事業者は、<u>第3条第1項第1号に掲げる者</u> の骨髄等の提供に係る退院の日の翌日から起算して1年を経過する日まで に、浦安市骨髄移植ドナー支援事業補助金交付申請書(事業者用)(別記第 2号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。
- (1) (2) 同 左
- (3) ドナーに係る骨髄バンクが発行する骨髄等の提供をしたこと 及び通院 等の日数を証する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

行わなければならない。

- (1) 骨髄等の提供が完了した場合は、ドナーとなった者が骨髄等の提供に伴う入院をして退院した日
- (2) 骨髄等の提供が中止となった場合は、骨髄等の提供に係る最終同意のための面談を行った日又は最後に入院若しくは通院を行った日のうち、いずれか遅い日

(交付決定)

第6条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その結果を<u>浦安市骨髄等移植ドナー支援事業補助金交付決定通知書</u>(別記第3号様式)又は<u>浦安市骨髄等移植ドナー支援事業補助金却下通知書</u>(別記第4号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けたものは、補助金の交付の請求をしようとするときは、<u>浦安市骨髄等移植ドナー支援事業補助金交</u>付請求書(別記第5号様式)を速やかに市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その結果を<u>浦安市骨髄移植下ナー支援事業補助金交付決定通知書</u>(別記第3号様式)又は<u>浦安市骨髄移植ドナー支援事業補助金却下通知書</u>(別記第4号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けたものは、補助金の交付の請求をしようとするときは、<u>浦安市骨髄移植ドナー支援事業補助金交付請求書(ドナー用・事業者用)</u>(別記第5号様式)を速やかに市長に提出しなければならない。

īF. 前 IF. 別配 51 18 第1号模式 (第5条第1項) 第1号模式 (第5条第1項) 浦安市骨髄等移植ドナー支援事業補助金交付申請書 (ドナー用) 適安市骨髄移植ドナー支援事業補助金交付申請書 (ドナー用) 年 月 日 年 月 日 (宛先) 減安市長 (宛先) 浦安市長 所在地 所在地 氏 名 氏 名 意話番号 電話番号 植助金の交付を受けたいので、適安市骨髄移植ドナー支援事業補助金交付 補助金の交付を受けたいので、捕安市骨髄等移植ドナー支援事業補助金交 付規則第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。 規則第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。 フリガナ フリガナ 生年月日 年 月 日生 生年月日 年 月 日生 H; 8 氏 住 交付申請額 交付申請額 四 升 報 等 対象期間 年 月 日から 年 月 日まで(日分) <u> 里</u> 且 且 移植华月日 他の地方公 年 月 日から 年 月 日まで(日分) 对象期間 共団体から の骨髄等移 他の地方公 値ドナー支 共団体から 授事案補助 の骨髄移植 ドナー支援 金その他こ れに関する 事業補助金 その他これ ものの受給 に類するも の有無 のの受給の 有無 公益財団法人日本骨髄パンクの骨髄パンク事業に関する手続がなされた ことを証明する公益財団法人日本骨髄バンクが発行する証明書

改 正. 正. 前 第2号標式 (第5条第2項) 第2号標式 (第5条第2項) 適安市骨髄等移植ドナー支援事業補助金交付申請書(事業者用) 浦安市骨髄移植ドナー支援事業補助金交付申請書(事業者用) 年 月 日 年 月 日 (宛先) 浦安市長 (宛先) 嫡安市長 所在地 所在地 代套者氏名 代費者氏名 電話番号 電話番号 補助金の交付を受けたいので、補安市骨髄移植ドナー支援事業補助金交付 補助金の交付を受けたいので、補安市骨髄等移植ドナー支援事業補助金交 付規則第5条第2項の規定により、次のとおり申請します。 規則第3条第2項の規定により、次のとおり申請します。 フリガナ フリガナ 生年月日 年 月 日生 生年月日 年 月 日生 住 交付申請額 甲 交付申請額 四 升 髓 等 ドナー 年 月 日から 年 月 日まで(日分) 年 月 且 移植华月日 休暇期間 ドナーに係る ドナー 年 月 日から 年 月 日まで(日分) 休暇期間 他の地方公共 団体からの骨 ドナーに係る 難等移植ドナ 他の地方公共 一支授事業補 有 · 無 団体からの貴 助金その他こ 競移植ドナー 有 - 無 支援事業補助 れに類するも 金その他これ のの受給の有 に類するもの の受給の有無 添付書類 (1) ドナーとの雇用関係を確認することができる書類 (2) 飲業規則その他のドナー休暇の制度を設けていることを証する書類 及びドナーがドナー休暇を取得した日数を確認できる書類 (3) ドナーに係る骨髄パンクが発行する骨髄・末梢血幹細胞の提供をし たこと及び通院等の日数を証する書類

前 正 正 第3号様式 (第6条) 第3号標式 (第6条) 適安市骨髄等移植ドナー支援事業補助金交付決定通知書 趙安市骨髄移植ドナー支援事業補助金交付決定通知書 年 月 日 年 月 日 ED 浦安市長 ED 浦安市長 年 月 日付けで申請のあった補助金について、次のとお 年 月 日付けで申請のあった補助金について、次のとお り決定したので通知します。 り決定したので通知します。 交付决定額 円 交付決定額 円

改 正 後 改 正 前

第4号继式 (第6条)

浦安市骨髓等移植ドナー支援事業補助金却下透知書

年 月 日

125

浦安市县

60

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付について、選 安市骨髄等終補ドナー支援事業補助金交付規則第6条の規定により、次の理 由により卸下したので、通知します。

却下理由

赦示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、満安市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、減安市を接守として(新能において減安市を代表する者は補安市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式 (第6条)

捕安市骨骼移植ドナー支援事業補助会却下通知書

年 月 日

195

浦安市县

110

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付について、選 安市骨髄移植ドナー支援事業補助金交付規則第6条の規定により、次の理由 により却下したので、通知します。

郑下理由

數示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、補安市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起展して6か月以内に、瀬安市を被告として(訴訟において瀬安市を代表する者は浦安市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

 改 正 後
 改 正 前

第5号様式 (第7条)

撤安市骨髓等移植ドナー支援事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 油安市長

所在地

兵 名

法人その他の団体にあっては、主たる 事業所の所在地、名称及び代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった補助金を、 適安市骨髄等移植ドナー支援事業補助金交付規則第7条の規定により、次のとおり請求します。

1 交付請求額

PI

2 振込先

金融機関名	支店名	推奨	口座番号
		等通 当度	
フリガナ	-		
口座名員			

第5号模式 (第7条)

適安市骨髄移植ドナー支援事業補助全交付請求書(ドナー用・事業者用)

年 月 日

(宛先) 浦安市長

所在地

氏 本

並人その他の団体にあっては、主たる

事業所の所在地、名称及び代表者氏名

毎 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった補助金を、 適安市骨額移植ドナー支援事業補助金交付規則第7条の規定により、次のとおり 請求します。

1 交付請求額

円

2 振込先

金融機関名	支店名	推筑	口座番号
		等通 新座	
フリガナ		nto di	
口座名義			

改 正 後 改 正 前

附則

(施行期日)

1 <u>この規則は、令和7年1月31日(以下「施行日」という。)から施行する。</u>

(経過措置)

- 2 改正後の浦安市骨髄等移植ドナー支援事業補助金交付規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、施行日以後の申請に係る補助金について適用し、施行日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則は、骨髄等の提供に係る最終同意のための面談を行った日又 は最後に入院若しくは通院を行った日のうち、いずれか遅い日の翌日が令和 5年4月1日から施行日の前日までの間にある者についても適用する。この 場合において、改正後の規則第5条第3項各号列記以外の部分中「次に掲げ る日の翌日から起算して1年以内」とあるのは「令和8年1月31日まで」と する。